

新温泉町公用車包括管理業務委託仕様書

- ・包括管理 開始日 : 令和 5 年 3 月 1 日
- ・包括管理 期 間 : 別紙 1・2 にて車両毎に取決め
- ・包括管理 料 金 : 車両毎 (税別) / 月額
- ・包括管理 台 数 : 11 台

【包括管理契約内容について】

1. 通常使用時において、法定点検、継続車検整備、その他の点検、一般故障修理、油脂類、消耗品などの必要に応じた交換、故障修理。
2. 必要に応じたタイヤ (夏・冬タイヤ)、バッテリー交換。
3. 出先や路上などでの故障発生時のレッカー代や処置費用は含む。

【包括管理契約に含まない項目】

1. 車両本体に架装した部分、消防装置、ダンプ装置、車椅子装置、無線装置などについての部品・消耗品交換や点検、故障修理。
2. 経年劣化が原因の車体全般の修理や錆・腐食などの修理費用。
3. 事故に係る修理費用。(当てた、当てられた、いたずらされた、飛来物による損傷など)
4. 事故に係るレッカー代や処置費用。
5. ナビシステムの更新費用。
6. 車両室内のシート、ハンドルなどの劣化や破損による交換などの修理費用。
7. 冬タイヤ用ホイール
8. タイヤ保管については新温泉町にて行うため、それに係る保管費用。
9. 故障修理や一般整備時において、重装備 (エンジン・ミッション・デフアレンシヤル・ターボチャージャー) の故障修理及び交換。
10. 低年式車両において製造中止などで部品入手が出来ない場合。
※この場合は中途解約とする。
11. 自賠責、重量税などの公租公課費用。

【代車提供について】

1. 特殊車両 (マイクロバス) は提供なし。
2. 通常の乗用車や商用車については、点検・修理に 48 時間以上かかる場合に必要

に応じて提供。(事故修理時は提供なし)

【包括管理担当工場について】

1. 契約期間中において1台1整備工場の設定とする。
2. 現在、整備を依頼されている整備工場へのメンテナンス委託を原則とするが、整備工場の意思などにより委託整備工場が変更される場合もあり。

【包括管理契約における中途解約について】

1. メンテナンス委託契約期間中に事故や低年式車において継続使用ができずに解約が発生した場合、中途解約金は発生しない。

以下余白